# 【manaba 提出用】

# 中央大学特定課題研究費 一研究報告書一

所属	大学院法務研究科	身分	教授
氏名	井田 良		
NAME	Makoto Ida		

### 1. 研究課題

(和文) 比較法的視点から見た日本の刑法・刑法学・刑事立法

(英文) Japanese Criminal Law from a Comparative Perspective

## 2. 研究期間

2年間(2017~2018年度)

# 3. 研究の概要(背景・目的・研究計画・内容および成果 和文 600 字程度、英文 50word 程度)

(和文)

2年間(2017年4月~2019年3月)にわたる本研究では、 外国の刑法 特にドイツ刑法(学)が、日本刑法(学)にどのような影響を与えたか、 日本は何を受け入れ、何を受け入れなかったか(それはなぜか)、日本において受 容されたドイツ刑法(学)はどのような変容を受けた上で日本に定着したか(そ れはなぜか)を大きなテーマとして、 を大きなテーマとして、これを包括的な形で、かつ網羅的な形で明とを目指した。いいかえれば、「普遍と特殊の狭間の日本刑法」の姿を 具体的に明らかにし、これを外国語(ドイツ語)で情報発信すると同時に、個別テーマの日本語の論文において分析することを目標としたとすることができる。海外への情報 発信という点では、この2年の間に、当該テーマに関する10編以上のドイツ語の論文 を発表したが、とりわけ、ドイツ語で書かれ、ドイツとスイスで公刊された2冊の本(い ずれも共編) および私が編集したゴルトダンマー刑法雑誌における日本刑法特集号がそ の成果である。日本語については、死刑等の刑罰論、法適用論、 期医療、カジノ問題、正当防衛、性犯罪等をテーマとして論れらはいずれも上記の問題意識によるものである。これに加えて テロ等準備罪, 性犯罪等をテーマとして論文を公表したが これに加えて、過去に発表した論 文をあわせて『普遍と特殊の狭間の日本刑法』(仮題)というタイトルの論文集にまと めることとし、その準備も特定課題研究費を得たことで、ほとんど終えることができた。

### (英文)

The object of my two-year research was to explain in detail the universal and cultural aspects of Japanese criminal law. In particular, the German criminal law has strongly influenced the Japanese. The question to be clarified is what the Japanese have accepted and what not and why. In the last two years, I have published two German-language books on this issue and written also over ten German articles. In the near future, I will compile related Japanese articles and publish them in book form.